

安芸市水道料金改定及び審議会運営支援業務に関する条件付き一般競争入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 8 年 6 月 19 日

安芸市長 西 内 直 彦

1. 入札に付する事項

(1) 業務名

安芸市水道料金改定及び審議会運営支援業務

(2) 業務内容

別添「安芸市水道料金改定及び審議会運営支援業務仕様書」による

(3) 入札参加資格申請受付期間

公告の日から令和 8 年 7 月 7 日（火） 午前 12 時 00 分まで

(4) 入札

(ア) 入札書の提出期間

令和 8 年 7 月 8 日（水） 午前 9 時から

令和 8 年 7 月 16 日（木） 午前 12 時まで

(イ) 開札日時及び場所

日時 令和 8 年 7 月 16 日（木） 午後 1 時 30 分

場所 安芸市役所 3 階 第 7 会議室

※立会希望者は定時までに入室すること。

(5) この入札への参加者は、別に定める入札心得を了知すること。

(6) この入札は、入札参加資格を認めた者が 1 社の場合でも入札を行う。

(7) この入札の参加申請において提出された申請書等は、返却しない。また、申請書等について提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。

(8) 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、当該申請は無効とする。

2. 入札参加資格

本入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加申込日までに、安芸市の令和 8 年度入札参加資格登録を受けている者であること。

- (3) 官公署から指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。）
- (5) 安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 25 年規則第 1 号）に基づく入札参加資格指名停止措置を受けていないこと又は同規則第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しないこと。
- (6) この入札に参加しようとする他の入札参加者との間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 過去 5 年以内に、公営企業（水道事業）の料金改定支援または経営戦略策定支援業務の履行実績を有すること。
- (8) 公認会計士、税理士、または中小企業診断士等の資格を有する者を監修または担当として配置できること。

3. 入札参加資格の申請等

当該業務の入札に参加しようとする者は、下記の書類を提出し、入札参加資格の有無についての確認を受けなければならない。

入札参加資格の確認は下記の申請書等の提出期限をもって行い、その結果、入札参加資格なしと認められる者については、FAX 又は電子メールにて通知する。この通知のない者については入札参加を認めるものとし、入札参加資格確認通知は行わない。

(1) 提出書類

- ① 一般競争入札参加資格申請書（様式第 1 号）
- ② 同種業務履行実績書（様式第 2 号）
- ③ 配置予定技術者調書（様式第 3 号）及び資格証明書の写し

(2) 入札参加資格申請受付期間

公告の日から令和 8 年 7 月 7 日（火） 午前 12 時 00 分まで

(3) 提出場所

〒784-8501 安芸市土居 82 番地 1
安芸市上下水道課上水道管理係

(4) 提出方法

提出書類は、上記提出場所に郵送（書留郵便に限る）又は持参するものとする。なお、期限までに申請書を提出しない者、又は申請書に不備・記載漏れがある者はこの入札に参加することができない。

- (5) 入札参加資格なしと認めた場合の通知
令和8年7月7日（火）にFAX又はメールにて通知する。
- (6) 参加資格がないとされた者に対する措置
(5)の通知を受けたもの入札参加資格のない者からの入札参加資格なしに対する理由を市長に求めることはできないものとする。
- (7) 入札参加資格の喪失
(5)の通知を受けない者にあっても、次に該当する場合は入札参加資格を喪失するものとし、落札者にあっては落札決定を取り消す。
 - (ア) 2の入札参加資格を満たさなくなったとき。
 - (イ) 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

4. 仕様書の閲覧等

- (1) 閲覧
仕様書は、市ホームページ上において閲覧することができる。
- (2) 質疑応答
仕様書の内容についての質問がある場合には、次のとおり取り扱う。
 - (ア) 質問はメールで行う（電話・口頭質問には回答しない。）ものとし、質疑書（様式第4号）をWord形式のまま安芸市上下水道課(suido@city.aki.lg.jp)へ送信すること。その際は必ず電話（0887-35-6875）により受信の有無を確認すること。
 - (イ) 質問の受付期間は、この公告の日から令和8年6月30日（火）午後5時までとする。
 - (ウ) 質問に対する回答は、書面の受理後速やかに安芸市ホームページの当該一般競争入札情報の欄に掲載する。

5. 入札方法等

- (1) 入札書は、持参又は郵送（書留郵便に限る）で提出すること。
- (2) 入札書は別に定める所定の様式に基づくものとし、封入後は封印のうえ、封筒に業務名、宛名及び入札者名を明記すること。
- (3) 入札書開封に立会を希望する場合は、その旨の委任状を提出し、入札書の開封の前に入札執行者の確認を得なければならない。
- (4) 入札書の記載に当たっては、下記の点に留意してください。
 - (ア) 入札書に記載の業務名の確認
 - (イ) 入札日の日付、住所、社名、代表者名などを記入
 - (ウ) 社印、代表者印の捺印
 - (エ) 入札金額の記入

- 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額を記入
- 金額の頭に円マークを記入

(オ) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載しなければならない。

6. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上とする。ただし、契約者が安芸市契約事務規則第 51 条第 2 項第 3 号に該当するときは免除する。

7. 最低制限価格

なし

8. 入札の無効

安芸市契約事務規則第 20 条各号に該当するときの入札は無効とする。

9. 立会人

立会人が 2 名に満たない場合は、当該入札事務に関係のない職員を 1 名以上立ち合わせて行う。

10. 落札者の決定方法

開札締め切り後、立会人の立会のうえ開札する。予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、最低価格入札者がした入札が無効となった場合は、原則として予定価格範囲内の次順位者を落札者とする。また、最低の価格が同額の場合、該当入札者に「くじ」を引かせ落札者を決定する。落札者がいないときは、予定価格と入札金額との差が最小のものと不落随意の協議を行うことができるものとする。

11. くじ引き

くじを引くべき入札者が立会人として参加している場合は、その者がくじを引き、参

加していない場合は、入札担当職員と 9. の立会人が行う。

12. その他

- (1) 入札参加者は、仕様書及び入札説明書を熟読し、内容を十分に理解した上で入札すること。
- (2) 本業務の履行に際し、専門的知見を有する者の審議会への出席が必須であること。資料作成のみを目的とした入札は認めない。
- (3) 本公告に定めのない事項については、すべて関係法規等、地方自治法、地方自治法施行令及び安芸市契約事務規則の定めるところによる。
- (4) 契約に関する費用は、落札者の負担とする。
- (5) すべての提出書類は、原則返還しない。
- (6) 落札結果については公表する。
- (7) 詳細については、安芸市上下水道課へ問い合わせること。